

令和2年6月30日

保護者様

京都市立桂中学校
校長 折野 匡治

「京都市立学校・園における新型コロナウイルス感染症対策」 の改訂について（R2/6/24版）

梅雨の候、保護者の皆様におかれましては、本校の教育活動にご理解・ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」で示された「地域の感染レベル」については、現在の市内の感染状況を踏まえ、教育委員会として「レベル1」と評価されています。それに伴いまして、以下の感染防止対策を徹底し、生徒等及び教職員の健康管理と感染拡大防止に努めるよう、教育委員会より表題の通達がありましたので、一部要約して、保護者の皆様にお知らせいたします。今後の新型コロナウイルスの感染状況によっては、大きくかわる部分もあるかと思いますが、以下の指針に従って教育活動を進めていくことになります。ご理解・ご協力の程、よろしくお願ひいたします。

☆登下校中の注意点

自宅からマスクを着用すること。しかし、夏季は熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、暑さや息苦しさを感じた時はマスクを外すなど、熱中症への対応を優先し、臨機応変に対応すること。

☆教育活動中の留意点

① 児童生徒等、教職員、来校者は必ずマスクを着用する。ただし、以下の場合はマスク着用の必要はない。

- ・十分な身体的距離が確保できる場合
- ・熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合
- ・体育の授業、運動部の活動等

② 上記①以外の場合においても、マスクの取り外しについては、活動の様態や児童生徒等の様子を踏まえ、臨機応変に対応する。また、マスクを外す場合や場面では、咳エチケットを守るよう指導する。

※マスクを外す際は、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるなどの配慮をすることが望ましいが、熱中症への対応を優先させること。

※生徒等本人が、暑さで息苦しさを感じた時などはマスクを外す、一時的に片耳にかけたりあご下にずらしたりして呼吸するなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導すること。

③消毒

- ・生徒等がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ、共用する教材・教具・情報機器等）は、毎日1回以上消毒を行う。
- ・教室等の換気は、気候上可能な限り、常時2方向の窓を開けておく。常時の開放が難しい場合も、休み時間には必ず2方向の窓や扉を広く開けて換気を行う。
- ・手洗いは流水と石けんで30秒程度行う。石けんはしっかりと泡立てて、汚れの残りやすい部分は特に丁寧に洗うようにする。

④教科等の指導における留意点

- ・児童生徒等の間隔は1mを目安に、学級内で最大限の間隔をとる。
- ・施設等の制約から1mの距離を確保できない場合は、できるだけ距離を離し、換気を十分に行うことやマスクを着用することなどをあわせて行うなど、柔軟に対応する。

⑤清掃

- ・拭き掃除を行う場合、使用後の雑巾はよく水洗い等をして清潔に保つとともに、清掃後の手洗いは丁寧に行うよう指導する。

⑥部活動

- ・「部活動の段階的緩和について」のプリント参照

⑦体調不良者がいる場合の対応

(1) 発熱等の風邪症状があるなど、体調不良がみられる生徒等

- ・症状がなくなるまで、自宅で休養するよう指導を徹底する。
- ・受診する場合は、必ず事前に医療機関に電話等で相談するよう周知する。
- ・自宅休養した場合の出欠については、当面の間、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱い、指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

※学校施設を利用する地域諸団体等についても、体調不良の方の利用や来校を控えていただくことを徹底するよう依頼する。

(2) 帰国者・接触者相談センターへの相談

- ・風邪症状が続く場合は、すぐに帰国者・接触者相談センター（電話222-3421、土・日・祝日を含む24時間対応）に相談し、センターの指示内容を学校へ報告する。

※ 上記に該当しない場合も、帰国者・接触者相談センターへの相談は可能。

※ 同居家族に上記のような症状がある場合も、児童生徒等本人の症状の有無に関わらず、できるだけ自宅で休養するよう保護者等に協力を依頼すること。

(3) 感染者の発生及び感染が疑われる事案の報告

- ・生徒や教職員及びその同居家族について、以下の場合は、学校・体育健康教育室へ電話連絡する。
 - 医療機関等での検査等により、新型コロナウイルス感染症と診断された。
 - 医療機関等において、新型コロナウイルス感染症が疑われ（疑似症と診断され）、検査を受けることになった（または検査を受けた）。（※）
 - 感染者の濃厚接触者に特定された。（※）
 - 発熱や風邪症状があり、帰国者・接触者相談センター等に相談した。

※ 同居家族がPCR検査を受検する場合、児童生徒等については、同居家族の検査結果が判明するまで、自宅で休養するよう保護者等に協力を依頼すること。

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離	感染リスクの高い教科活動	部活動（自由意思の活動）
レベル3	できるだけ2㍍程度（最低1㍍）	行わない	個人・少人数でのリスクの低い活動で短時間の活動に限定
レベル2	できるだけ2㍍程度（最低1㍍）	リスクの低い活動から徐々に実施	リスクの低い活動から徐々に実施。教員等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1㍍を目安に最大限の間隔をとる	十分な感染対策を行い実施	十分な感染対策を行った上で実施

令和2年5月22日 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 事務連絡
『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル』
より抜粋